

令和6年1月26日

郡市区等医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会
(公印省略)

令和6年能登半島地震に伴う診療録等の文書の保存に係る取扱いについて

この度、日本医師会より、厚生労働省医政局等から標記の事務連絡が発出されたとして、連絡・了知依頼がありました。

本事務連絡は、令和6年能登半島地震による災害等により、関係法令において診療を行った際に作成し、一定期間保存すべき文書等が滅失した場合の取扱いを「文書保存に係る取扱いについて（医療分野）」と同様とすることを示したものです。

診療録等について、医療機関等において適切な管理の下保存していたにも関わらず、今般の災害により、やむを得ず滅失した場合（電磁的記録を含む）には、関係法令に基づく保存義務違反には当たらないものと解する等とされています。

また、平成23年通知では現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、都道府県等に対しては、滅失した文書の有無の確認等については、直ちに実施することを求めるものではなく、医療機関等の復旧作業に着手可能な状況となった段階で実施することとしても、差し支えないとされておりますことにご留意いただきたいと存じます。

本件が直接関係するのは、被災県医師会管内の医療機関等ですが、ご参考までに、日医文書をご送付いたしますので、ご了知いただきますようお願い申し上げます。

大阪府医師会総務課企画室
TEL06-6763-7021 FAX06-6764-0267